

## 令和6年度南大東村低所得世帯支援給付金（1世帯当たり3万円）と 子ども加算（2万円）について

令和6年11月22日閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、低所得世帯支援策が示され、補正予算が令和6年12月17日国会で成立しました。

南大東村では、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をもとに、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給、その世帯の世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円を加算します。

※本給付金は差押えが禁止されています。また、課税対象の収入には該当しません。

### 給付対象となる世帯

基準日（令和6年12月13日）時点で、南大東村に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税かつ下記の支給要件に該当する世帯。

#### ○支給要件

1. 世帯の全員が、住民税が課税される他の親族等の扶養を受けていない。  
住民税課税者の扶養親族等のみで構成されている世帯は、支給対象となりません。
2. 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
3. 他の市区町村で同様の趣旨の給付金を受給した世帯、または受給した世帯の世帯主を含む世帯ではない。

※本給付金の受給後、要件に該当しないことが判明した場合は、受給した給付金を返還する必要があります。

※意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

○こども加算支給要件

18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）

基準日の翌日以降に生まれた新生児や基準日時点で別世帯の児童（児童手当の別居監護申立書の児童）を扶養している場合、その児童の分を別途「申請書」で手続きすることで対象となる場合があります。

### 給付額

住民税非課税世帯：1世帯当たり **3万円**

こども加算：対象児童1人当たり **2万円**

### 申請方法

- ・対象者には申請書を郵送しますので申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに南大東村総務課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認しご指定の口座に振り込みます。
- ・申請開始日は発送をもって開始となります。

### 申請受付期限

**令和7年6月30日（月）まで**

問い合わせ先

南大東村総務課 低所得世帯給付金係

TEL 09802-2-2001